（前のページより続き）

〔公　告〕

諸　事　項

裁判所
破産、免責、再生関係　一〇五
特殊法人等
令和六事業年度（独立行政法人北方領土問題対策協会・国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構・独立行政法人国立文化財機構）、企業年金基金合併・変更、日本弁護士連合会懲戒処分関係　一一七
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一四八
会社その他
会社決算公告　一五〇

本号で公布された法令のあらまし

◇下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第三百三十八号）（公正取引委員会）

１　下請代金支払遅延等防止法施行令、下請中小企業振興法その他の関係政令の規定の整理を行う。（本則関係）

２　この政令は、令和八年一月一日から施行する。（附則関係）

◇株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令（政令第三百三十九号）（財務省）

１　株式会社国際協力銀行が開発途上地域以外の地域を仕向地とする設備の輸出等に関して行うことができる業務の対象となる設備に、鉄鋼及び鉄鋼製品の開発及び製造に関する事業等の実施に不可欠な機器又は装置が含まれる設備並びに大規模な災害、感染症のまん延、外国の政府が講ずる予見し難い措置その他の事由により国際金融秩序の混乱その他の経済社会情勢の重大な変化が突発的に生じたことに伴いその国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進に著しい支障が生じている産業の国際競争力の維持又は向上に寄与する設備として財務大臣が定める設備を加える。（第三条関係）

２　株式会社国際協力銀行が開発途上地域以外の地域における事業に関して行うことができる業務の対象となる事業に、鉄鋼及び鉄鋼製品の開発及び製造に関する事業等並びに大規模な災害、感染症のまん延、外国の政府が講ずる予見し難い措置その他の事由により国際金融秩序の混乱その他の経済社会情勢の重大な変化が突発的に生じたことに伴いその国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進に著しい支障が生じている産業に属する事業として財務大臣が定める事業を加える。（第五条関係）

３　その他所要の規定の整備を行う。

４　この政令は、公布の日の翌日から施行する。（附則第一項関係）

◇出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三百四十号）（法務省）

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行期日は、令和九年四月一日とする。

◇出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第三百四十一号）（法務省）

第１　出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正

出入国管理及び難民認定法第二十二条の六に規定する法務大臣の権限を出入国在留管理庁長官に委任する。（第二十六条第十二号関係）

第２　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令の一部改正

１　題名

題名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行令」に改める。（題名関係）

２　監理支援機関の許可の有効期間に関する規定の整備

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律第三十一条第一項本文の政令で定める監理支援機関の許可の有効期間を三年とし、同項ただし書の政令で定める監理支援機関の許可の有効期間を五年とする。（第二条関係）

３　その他所要の規定の整備を行う。

第３　その他

その他関係政令について所要の規定の整備を行う。

第４　経過規定

１　外国人技能実習機構の解散の登記の嘱託等に関する規定を整備する。（第十三条関係）

２　監理団体による雇用関係の成立のあっせんに関する経過措置を定める。（第十四条関係）

第５　附則

１　この政令は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。ただし、第４の２については、公布の日から施行する。（附則第一項関係）

２　罰則に関する経過措置を定めるとともに、関係政令について所要の規定の整備を行う。（附則第二項及び第三項関係）